6　放射線管理施設	1　改造であって、次に掲げるもの	1　改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、プロセスモニタリング設備、エリアモニタリング設備、固定式周辺モニタリング設備又は移動式周辺モニタリング設備に係るもの
	(1)　プロセスモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの	2　修理であって、換気設備（非常用のものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
	(2)　エリアモニタリング設備（非常用のものに限る。）に係るもの	
	(3)　換気設備（非常用のものに限る。）に係るもの	
	2　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの	3　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室の遮蔽又は中央制御室外部遮蔽に係るものを除く。）に係るもの
	(1)　生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽又は外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するもの（中央制御室遮蔽、中央制御室外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものを除く。）に係るもの	4　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、生体遮蔽装置（中央制御室遮蔽、中央制御室外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものを除く。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの
	3　放射線管理施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
7　原子炉格納施設	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの	1　ナトリウム冷却型発電用原子炉施設に係るもの及び緊急時対策所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するもの（中央制御室遮蔽、中央制御室外部遮蔽又は中央制御室外の原子炉停止機能を有する場所、緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものを除く。）に係るもの及び原子炉格納容器（二次格納施設、圧力低減設備その他の安全設備に係る真空逃がし装置又はライニング設備に係るものを除く。）に係るもの
	(1)　原子炉格納容器に係るもの	
	(2)　二次格納施設に係るもの	
	(3)　圧力低減設備その他の安全設備に係る真空逃がし装置	
	(4)　ライニング設備	
	(5)　原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	
8　その他発電用原子炉の附属施設	(1)　非常用電源設備	(2)　常用電源設備
	1　改造であって、次に掲げるもの	1　改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、ガスタービン、内燃機関又は燃料設備に係るもの
	(1)　常用電源設備との切換方法の変更を伴うもの	2　修理であって、ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機（空気だめ及びガス圧縮機（空気だめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）に係るもの
	(2)　ガスタービン（ガスタービンに附属する空気圧縮機（空気だめ及びガス圧縮機（空気だめの安全弁又は冷却塔若しくは冷却池に限る。）を除く。）に係るもの	

		(3)　内燃機関（機関若しくは過給機、調速装置、内燃機関に附属する冷却水設備、内燃機関に附属する空気圧縮設備、エアモニタリング設備（空気だめ又は燃料デイタンクに限る。）又はサービスタンクに限る。）に係るもの
		(4)　ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置に係るもの
		(5)　燃料設備（貯蔵槽又は容器に限る。）に係るもの
		(6)　発電機（発電機又は励磁装置に限る。）に係るもの
		(7)　冷却設備に係るもの
		(8)　その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係るもの
		(9)　非常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
		1　発電機の設置
		2　発電機の改造であって、次に掲げるもの
		(1)　二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
		(2)　周波数の変更を伴うもの
		3　電圧三十万ボルト以上かつ容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置
		4　電圧三十万ボルト以上かつ容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の改造のうち、次に掲げるもの
		(1)　二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
		(2)　電圧調整装置を付加するもの
		5　送電線引出口の遮断器（需要設備（電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第九条の表第六号に規定する需要設備をいう。以下同じ。）と電気的に接続するための遮断器を設置する場合を除く。）であって、電圧十七万ボルト以上のもの（ガス遮断器又はガス遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）
		6　要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の設置（中欄に掲げるものを除く。）
		2　電圧十七万ボルト以上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の改造であって、次に掲げるものを除く。）
		(1)　二十パーセント以上の電圧又は容量の変更を伴うもの
		(2)　電圧調整装置を付加するもの
		(3)　上であって、容量十万キロボルトアンペア以上の変圧器の取替え
		4　送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧十七万ボルト以上のもの（ガス遮断器又はガス遮断器に替え、ガス遮断器を設置する場合を除く。）
		5　送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するためのものを除く。）であって、電圧十七